

## 岡山シンフォニーホール文化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 地域の音楽文化の振興を図るため、岡山シンフォニーホール文化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域の音楽活動の振興に関する事業で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 自主文化事業
- (2) 音楽活動普及事業

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、財団法人岡山シンフォニーホールとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない場合
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない場合

### (補助金額)

第5条 補助金額は、補助事業の実施に際し支出される経費のうち、市長が定めた額とする。

### (交付の申請)

第6条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、補助事業者が市税を完納していることを証明できる書類とする。

### (状況報告の免除)

第7条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

### (実績報告)

第8条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、事業報告に関する書類とする。

### (補助金等の完了前交付)

第9条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の円滑な実施を支援するため、完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年11月15日から施行する。